

令和6年3月15日

関係各所属長 殿

交 通 部 長

自動車運転代行業の認定等に関する事務処理要領の改正について（通達）

この度、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の一部改正に伴い、「自動車運転代行業の認定等に関する事務処理要領」（令和5年4月6日付け交企発第386号（以下「旧通達」という。）別添）を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされた

い。
なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

自動車運転代行業の認定等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この事務処理要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年三重県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）の規定による自動車運転代行業の認定の申請、変更の届出及び廃業等の届出（以下「認定等」という。）に関する事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

- 1 この事務処理要領において、「自動車運転代行業者」とは、法第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。
- 2 この事務処理要領において、「申請等書類」とは、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する認定申請書（規則別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）、変更届出書（規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。）及び廃業等届出書（規則別記様式第4号。以下「廃業届出書」という。）をいう。

第3 認定等の処理要領

- 1 申請等書類及び添付書類
申請等書類の種別、添付書類等は、自動車運転代行業に関する申請等に必要な添付書類一覧表（別表）に掲げるとおりとする。
- 2 申請の標準処理期間
行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による自動車運転代行業の認定申請に係る標準処理期間（受理日から起算する。）は45日以内とする。
- 3 認定の申請手続
 - (1) 警察署長の措置
自動車運転代行業の認定を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、申請者（法人の場合はその役員）から別表に掲げる認定申請書及び添付書類（以下「認定申請関係書類」という。）

の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

ア 事前審査

署長は、認定申請関係書類を受理する際には、次の事項について事前に審査し、不備な点がある場合は、速やかに補正を求めること。

- (ア) 認定申請書各欄の記載漏れの有無
- (イ) 添付書類の充足の有無
- (ウ) 認定申請書の記載事項と添付書類との整合性

イ 受理

署長は、事前審査の結果、形式的要件を充足していると認めたときは、次により受理すること。

- (ア) 認定申請関係書類及び自動車運転代行業認定申請手数料の額に相当する三重県収入証紙を貼付した収入証紙納付書（三重県証紙条例施行規則（昭和44年三重県規則第8号）第11号様式）の提出を受けること。
- (イ) 受理する旨を交通企画課長に連絡し、交通企画課長が付与する受理番号を確認の上、認定申請書に受理年月日及び受理番号を記載すること。

ウ 受理後の手続

- (ア) 認定申請に関する調査

署長は、法第3条の規定による欠格要件について、該当の有無を次表の区分に従って調査し、調査結果を作成すること。

なお、処理経過票（様式第1）により調査経過等を明らかにしておくこと。

調査事項		照会先	調査様式
個人	破産者及び前科調査	本籍地を管轄する市町村長	様式第2
外国人	前科調査	東京地方検察庁	様式第3
法人	前科調査	本店所在地を管轄する地方検察庁	様式第4
総合調査		警務部情報管理課	様式第5

- (イ) 報告等

署長は、前記(ア)の調査終了後、認定申請受理報告書（様式第6）を作成し、認定申請関係書類及び調査様式とともに交通企画課長を経て公安委員会へ提出すること。

なお、認定申請関係書類並びに認定申請受理報告書及び調査様式の副本各1通を作成し、保存しておくこと。

- (ウ) 認定通知書又は認定に関する通知書の交付

a 認定通知書の交付

署長は、(2)エにより交通企画課長から認定通知書（様式第7）の送付を受けたときは、認定通知書等交付簿（様式第9）を作成し、速やかに、当該認定通知書を申請者に交付すること。

なお、認定通知書を交付した日を交通企画課長に連絡するとともに、認定申請書の副本に認定番号を記載し、当該認定通知書の写しを添付しておくこと。

b 認定に関する通知書の交付

署長は、(2)エにより交通企画課長から認定を拒否する旨の通知及び認定に関する通知書（様式8）の送付を受けたときは、認定通知書等交付簿に記録の上、速やかに、当該認定に関する通知書を申請者に交付すること。

なお、認定に関する通知書を交付した日を交通企画課長に連絡し、認定申請書の副本に認定に関する通知書の写しを添付しておくこと。

(2) 交通企画課長の措置

ア 受理番号の付与

交通企画課長は、署長から認定申請を受理する旨の連絡を受けたときは、認定申請等受理簿（様式第10）を作成して受理番号を付与すること。

イ 総合照会の実施

交通企画課長は、署長から認定申請受理報告書及び調査様式並びに認定申請関係書類の送付を受けたときは、不備がないことを確認するとともに、法第3条第4号の該当の有無を組織犯罪対策課長に照会すること。

ウ 知事との協議

交通企画課長は、法第3条各号（第7号を除く。）の規定による欠格要件に関する調査が終了した後、三重県知事と認定に関する協議書（様式第11）により協議し、認定の適否について同意を得ること。

なお、認定に関する協議書には、認定申請書の写し及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「国土交通省令」という。）第2条で定める書類の写しを添付しておくこと。

エ 認定又は拒否の手続

(ア) 上申

交通企画課長は、前記ウの協議の回答及び法第3条各号の該当の有無に

関する調査結果に基づいて認定の適否を判断し、当該申請に対する処分意見を認定等に関する上申書（様式第12）により公安委員会に提出すること。

この場合において、署長から送付された認定申請受理報告書、認定申請関係書類及び調査様式を添付すること。

(イ) 認定する場合の手続

- a 交通企画課長は、公安委員会が認定する決定をしたときは、直ちに申請者に公安委員会が認定する旨を通知するとともに、認定通知書の交付に必要な事項を教示すること。
- b 交通企画課長は、速やかに認定する旨を署長に通知するとともに、認定台帳（様式第13）を作成して認定番号を確定し、当該認定番号を付した認定通知書を作成の上、署長に送付すること。
- c 交通企画課長は、認定番号を三重県知事に通知すること。
- d 交通企画課長は、その他次に掲げる事項を処理すること。
 - (a) 認定申請等受理簿への必要事項の記録
 - (b) 認定申請書への認定番号の記載
 - (c) 認定通知書の写しの保存

(ウ) 拒否する場合の手続

- a 交通企画課長は、公安委員会が認定を拒否する決定をしたときは、直ちに申請者に公安委員会が認定を拒否する旨を通知するとともに、認定に関する通知書の交付に必要な事項を教示すること。
- b 交通企画課長は、速やかに認定を拒否する旨を署長に通知するとともに、認定に関する通知書を作成し、署長に送付すること。
- c 交通企画課長は、認定を拒否した旨を三重県知事に通知すること。
- d 交通企画課長は、その他次に掲げる事項を処理すること。
 - (a) 認定申請等受理簿への必要事項の記録
 - (b) 認定に関する通知書の写しの保存

4 変更届出手続

(1) 主たる営業所の所在地が管轄区域内から変更のない場合

ア 署長の措置

署長は、自動車運転代行業者から別表に掲げる変更届出書及び添付書類（以下「変更届出関係書類」という。）の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

(ア) 事前審査

署長は、変更届出書を受理する際には、次の事項について事前に審査し、不備な点がある場合は、速やかに補正を求めること。

- a 変更届出書各欄の記載漏れの有無
- b 添付書類の充足の有無
- c 変更届出書の記載事項と添付書類との整合性

(イ) 受理

署長は、事前審査の結果、形式的要件を充足していると認めたときは、受理する旨を交通企画課長に連絡し、交通企画課長が付与する受理番号を確認の上、変更届出書に受理年月日及び受理番号を記載すること。

(ウ) 受理後の手続

a 変更届出に関する調査

署長は、変更事項が、法人の役員の変更であるときは、前記3(1)ウ(ア)に準じて、法第3条の規定による欠格要件について該当の有無を調査するとともに、処理経過等を明らかにしておくこと。

b 報告等

署長は、変更届出書受理報告書（様式第14）を作成し、変更届出関係書類及び調査様式（法人の役員の変更の場合に限る。）とともに交通企画課長を経て公安委員会へ提出すること。

なお、変更届出関係書類及び調査様式の副本1通を作成し、保存しておくこと。

イ 交通企画課長の措置

(ア) 受理番号の付与

交通企画課長は、署長から変更届出を受理する旨の連絡を受けたときは、認定申請等受理簿を作成して、受理番号を付与すること。

(イ) 変更届出関係書類の確認等

交通企画課長は、署長から変更届出書受理報告書及び調査様式（法人の役員の変更の場合に限る。）並びに変更届出関係書類の送付を受けたときは、不備がないことを確認するとともに、変更事項が法人の役員の変更である場合は、法第3条第4号の該当の有無を組織犯罪対策課長に照会すること。

(ウ) 欠格要件に該当する場合の措置

交通企画課長は、変更事項が法人の役員の変更である場合において、当該変更に係る法人の役員が法第3条第1号から第5号の規定による欠格要

件に該当すると認めた場合で、該当者が法人の役員であるときは署長と協議の上、当該変更届出を行った自動車運転代行業者に対し、速やかに、当該役員を解任するよう勧告するものとする。

なお、当該役員を解任しないと認めるときは、別に定めるところにより法第7条第1項第2号の規定による認定の取消しを公安委員会に上申するものとする。

(エ) 知事への通知等

交通企画課長は、変更届出事項に不備がないと認めたときは、認定台帳の備考欄（変更届出に係る自動車運転代行業者の認定事項が記載されている箇所）に変更事項を記載するとともに、変更届出に関する通知書（様式第15）を作成して、変更届出を受理した旨を三重県知事に通知すること。

なお、この場合において、法第5条第1項第3号に係る変更届出に該当するときは、国土交通省令第2条で定める書類の写しを添付すること。

(オ) 関係書類の保存

交通企画課長は、変更届出関係書類及び調査様式（法人の役員の変更の場合に限る。）を保存しておくこと。

(2) 主たる営業所の所在地を他の警察署の管轄区域に変更した場合

規則第3条の規定に基づき、変更先の主たる営業所の所在地を管轄する署長（以下「変更先署長」という。）が、次により受理するものとする。

ア 受理

変更先署長は、前記(1)に準じて措置するものとするが、受理する際は、変更の届出があった旨を変更前の主たる営業所の所在地を管轄する署長に通知するとともに、当該変更届出の適否を審査するために必要な事項を聴取すること。

イ 副本の保存

変更先署長は、当該変更届出受理後、変更前の主たる営業所の所在地を管轄する署長から、当該自動車運転代行業者に係る認定申請関係書類等の副本の送付を受け、これを保存すること。

ウ 交通企画課長は、前記(1)に準じて措置すること。

(3) 主たる営業所の所在地を他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更した場合

ア 交通企画課長又は署長は、自動車運転代行業者から、主たる営業所の所在地を他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更した旨の変更の届出、連絡等を受けたときは、法第8条第1項の規定に基づき、変更先の主たる営業所の

所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「変更先公安委員会」という。）に変更届出関係書類を提出するよう教示すること。

イ 交通企画課長は、変更先公安委員会から、当該変更届出を行った自動車運転代行業者に係る認定申請関係書類等の送付依頼があったときは、速やかに送付すること。

(4) 主たる営業所の所在地の変更が、他の都道府県公安委員会の管轄区域からである場合

ア 署長は、法第8条第1項の規定に基づき、前記(1)に準じて措置すること。

イ 交通企画課長は、前記(1)に準じて措置するほか、変更前の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会から、当該変更届出の適否の審査に必要な事項を聴取するとともに、当該自動車運転代行業者に係る認定申請関係書類等の送付を依頼すること。

なお、送付を受けたときは、副本1通を変更先署長に送付すること。

5 廃業等届出手続

法第9条の規定に基づく廃業等の届出については、次により措置すること。

(1) 廃業等届出書の受理

交通企画課長又は署長は、自動車運転代行業者から廃業等届出書の提出を受けた際は、廃止理由等を確認すること。

なお、交通企画課長が廃業等届出書を受けたときは、当該廃業等に係る自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に廃業等届出書の提出を受けた旨を連絡するとともに、廃業等届出書の写しを送付すること。

(2) 報告等

廃業等届出書の提出を受けた交通企画課長は、廃業等の届出受理報告書（様式第16）を作成し、公安委員会に提出すること。

また、廃業等届出書の提出を受けた署長は、廃業等の届出受理報告書を作成し、廃業等届出書とともに交通企画課長を経て公安委員会へ提出すること。

なお、署長が廃業等届出書の提出を受けたときは、当該届出書の写しを保存しておくこと。

(3) 知事への通知等

交通企画課長は、認定台帳の備考欄（廃業等に係る自動車運転代行業者の認定事項が記載されている箇所）に必要な事項を記載するとともに、廃業等届出に関する通知書（様式第17）を作成して、廃業等届出書の提出を受けた旨を三重県知事に通知すること。

(4) 廃業等届出書の保存

交通企画課長は、廃業等届出書を保存しておくこと。

6 関係書類の保存

(1) この事務処理要領に定める関係書類は、当該自動車運転代行業者が提出した廃業等届出書を受理した日から起算して5年を経過するまでの間、保存すること。

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、提出を受けた収入証紙納付書は、取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年を経過するまでの間、当該警察署において前記(1)の関係書類とは別に保存すること。

なお、前記(1)の関係書類には、当該収入証紙納付書の写しを添付しておくこと。

別表

自動車運転代行業に関する申請等に必要添付書類一覧表

手続種別 様式・添付書類等	認定申請			変更届										廃業等の届出				
	個人			法人の申請	損害賠償責任保険（共済） 契約内容の変更	随伴用自動車の変更	安全運転管理者等の変更	個人		法人		役員の変更			再任・退任			
	成年の申請	未成年の申請	未成年相続人の申請					氏名の変更	営業所の名称及び所在地の変更	代表者の氏名の変更	営業所の名称及び所在地の変更	新たな就任	再任					
認定申請書（規則別記様式第一号）	○	○	○	○														
変更届出書（規則別記様式第三号）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃業等届出書（規則別記様式第四号）																		○
① 住民票の写し（本籍、外国人は国籍等の記載があるもの）	○		○						○									
② 戸籍の謄本又は抄本		○																
③ 認定を受けようとする者が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書	○	○	○															
④ 法人の登記事項証明書				○							○	○	○	○	○	○	○	
⑤ 定款又はこれに代わる書類				○														
⑥ 役員の氏名及び住所を記載した名簿				○														
⑦ 役員の住民票の写し（本籍、外国人は国籍等の記載があるもの）				○										○			○	
⑧ 役員が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書				○										○				
⑨ 損害賠償責任保険（共済）契約の締結を証する書類	○	○	○	○	○ ※1	○												
⑩ 安全運転管理者に関する届出書（三重県道路交通法施行細則第13号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（三重県道路交通法施行細則第13号様式の2）	○	○	○	○					○									
申請前3か月以内に発行された住民票の写し	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2					○ ※2									
申請前3か月以内に発行された過去2年間の記録に係る運転記録証明書	○	○	○	○					○									
安全運転管理者に関する届出書には右の書類のいずれかを添付	○	○	○	○					○									
副安全運転管理者に関する届出書には右の書類のいずれかを添付	○	○	○	○					○									
⑪ 未成年者の登記事項証明書		○																
⑫ 自動車運転代行業の相続人であることを法定代理人が誓約する書面			○															
⑬ 法定代理人（法定代理人が複数の場合は全員）の住民票の写し（本籍、外国人は国籍等の記載があるもの）			○															
⑭ 法定代理人（法定代理人が複数の場合は全員）が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書			○															
⑮ 法定代理人が法人の場合																		
法人の登記事項証明書				○														
定款又はこれに代わる書類				○														
役員の氏名及び住所を記載した名簿				○														
役員の住民票の写し（本籍、外国人は国籍等の記載があるもの）				○														
役員が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書				○														
⑯ 申請者の住所を疎明する書類（他の添付書類で疎明できない場合に限る。）		○																
⑰ 営業所の所在地を疎明する書類（他の添付書類で疎明できない場合に限る。）	○	○	○								○ ※4							

(注) 「○」印は、自動車運転代行業の認定申請等に必要書類を示す。

※1 損害賠償責任保険（共済）契約内容の変更届は、保険期間満了に伴う更新も含む。

※2 自動車運転代行業のための安全運転管理者等の届出に関しては、住民票の写しの添付に代えて個人番号カードの提示で足りる。

※3 新しい営業所の名称、新しい営業所の所在地を疎明する書類（賃貸契約書の写し、名刺、チラシ等）

任意保険（業務使用）の締結を証する書類	○	○	○	○					○									
---------------------	---	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 任意保険の写し等は、国土交通省による利用者保護対策の為に知事部局が必要とする書類であるが、申請者の負担軽減の観点から当該申請時の際に提出を求めるものである。従って、同書類の提出がない場合であっても不受理とすることなく、一旦受理した上、後日書類の提出を求めること。

様式第 1

処理経過票

署 長	副署長	交通官	課 長	係長	主任	年 月 日
						担当者 職名 階級 氏名
<p>申請者 _____ に係る自動車運転代行業の認定申請（変更届出）を _____ 年 _____ 月 _____ 日付、受理番号第 _____ 号で受理したので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条各号（第 7 号及び第 8 号を除く。）に規定する欠格要件に関する調査を行ってよろしいか伺います。</p>						
欠 格 要 件 に 関 す る 調 査 経 過						
依 頼 月 日	調 査 項 目	依 頼 先	回 答 月 日	請 求 月 日		
月 日	破産・前科調査（個人）		月 日	月 日		
月 日	前科調査（法人）		月 日	月 日		
月 日	前科調査（外国人）	東京地方検察庁	月 日	月 日		
月 日	総合調査	情報管理課	月 日	月 日		
月 日	その他（ _____ ）		月 日	月 日		
<p>法第 3 条（第 7 号及び第 8 号を除く）の該当の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （該当箇所に印をすること。）</p>						
署 長	副署長	交通官	課 長	係 長	主 任	年 月 日
						判定者 職名 階級 氏名
「否」と判定した理由						

(注) 個人の氏名又は法人の役員の変更に係る変更届出を受理した場合における法第 3 条各号（第 7 号及び第 8 号を除く。）に規定する欠格要件の調査についても、認定申請に準じて処理経過表を作成すること。

様式第2（その1）

発第 号
年 月 日

殿

三重県 警察署長 

破産者及び前科調査について（照会）

本 籍	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生

上記の者について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号）関係前科を含む前科及び破産者の該当の有無を調査する必要があるので、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査の上、記入願います。

様式第2 (その2)

年 月 日

三重県 警察署長 殿



破産者及び前科調査について (回答)

年 月 日付 発第 号により照会のあった、
に係る前科等について下記のとおり回答します。

記

- 1 破産者関係 破産者ではない 破産者で復権を得ていない
2 前科 (道交法を含む。) 前科は見当たらない 前科は次のとおり

裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名・罰条	刑名・刑期
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑 終 了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑 終 了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑 終 了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑 終 了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察

備考 該当する箇所を○で囲んで下さい。

様式第3（その1）

発第 号
年 月 日

東京地方検察庁 殿

三重県 警察署長 

前科調査について（照会）

国籍			
住所			
国籍の属する国における住所又は居所			
氏名		異名	
生年月日	年 月 日生		

上記の者について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条の規定に基づき、前科を調査する必要があるので、回答願いたく照会します。

様式第3（その2）

年 月 日

三重県 警察署長 殿

東京地方検察庁検察事務官 印

前科調査について（回答）

年 月 日付 発第 号により照会のあった、
に係る前科について下記のとおり回答します。

記

- 1 前科は見当たらない。
- 2 前科は次のとおり。

裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名・罰条	刑名・刑期
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察

備考 該当する箇所を○で囲んで下さい。

様式第4（その1）

発第 号
年 月 日

地方検察庁 殿

三重県 警察署長 印
前科調査について（照会）

法人の名称	
本店所在地	
代表者	

上記の者について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条の規定に基づき、前科を調査する必要があるため、回答願いたく照会します。

様式第4 (その2)

年 月 日

三重県 警察署長 殿

地方検察庁 印

前科調査について (回答)

年 月 日付 発第 号により照会のあった、
に係る前科について下記のとおり回答します。

記

- 1 前科は見当たらない。
- 2 前科は次のとおり。

裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名・罰条	刑名・刑期
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		罰金 円 年間執行猶予
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		罰金 円 年間執行猶予
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		罰金 円 年間執行猶予
宣 告 年 月 日 略 式 年 月 日確定 年 月 日刑終了	地方 支部 簡裁		罰金 円 年間執行猶予

備考 該当する箇所を○で囲んで下さい。

様式第 6

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

認定申請受理報告書

年 月 日付、受理番号第 号により、自動車運転代行業の認定申請を受理したので、下記のとおり報告する。

記

申請者の氏名又は名称 (代表者の氏名)	
申請者の身分(外国人・未成年)	
申請者の住所又は本店所在地	
法第3条関係の該当の有無	有 無
認定申請関係書類及び調査様式 (該当する箇所に印を付すこと。)	
<input type="checkbox"/> 申請者が個人 <input type="checkbox"/> 認定申請書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 (未成年) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (未成年) <input type="checkbox"/> 損害賠償措置関係書類	<input type="checkbox"/> 申請者が法人 <input type="checkbox"/> 認定申請書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款等 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 役員が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面 <input type="checkbox"/> 役員に係る医師の診断書 <input type="checkbox"/> 損害賠償措置関係書類
<input type="checkbox"/> 安全運転管理者関係書類 (注) 副安全運転管理者を選任する場合は、「 <input type="checkbox"/> 副」に印をすること。 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (<input type="checkbox"/> 副) <input type="checkbox"/> 運転記録証明書 (<input type="checkbox"/> 副) <input type="checkbox"/> 修了証書、資格認定書等 (<input type="checkbox"/> 副)	<input type="checkbox"/> 安全運転管理者関係書類 (注) 副安全運転管理者を選任する場合は、「 <input type="checkbox"/> 副」に印をすること。 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (<input type="checkbox"/> 副) <input type="checkbox"/> 運転記録証明書 (<input type="checkbox"/> 副) <input type="checkbox"/> 修了証書、資格認定書等 (<input type="checkbox"/> 副)

(注) 申請者が未成年相続人の場合 <input type="checkbox"/> 相続人であることの誓約書等 <input type="checkbox"/> 法定代理人の住民票の写し <input type="checkbox"/> 法定代理人が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面 <input type="checkbox"/> 法定代理人に係る医師の診断書 <input type="checkbox"/> 法定代理人が法人の場合 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款等 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 役員が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面 <input type="checkbox"/> 役員に係る医師の診断書	
《調査様式》 <input type="checkbox"/> 破産者及び前科調査様式 <input type="checkbox"/> 外国人の前科調査様式 <input type="checkbox"/> 総合調査様式 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 処理経過票 <input type="checkbox"/>	
《調査様式》 <input type="checkbox"/> 役員に関する次の書類 <input type="checkbox"/> 破産者及び前科調査様式 <input type="checkbox"/> 外国人の前科調査様式 <input type="checkbox"/> 総合調査様式 <input type="checkbox"/> 法人の前科調査様式 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 処理経過票 <input type="checkbox"/>	
営業開始予定日	認定された日から 日以内
兼業の有無及び内容	
従業員数	人 (内訳・専従者 人、アルバイト 人)
普通第二種免許保有者数	人 (内訳・専従者 人、アルバイト 人)
申請者の連絡先	事務所 自宅 携帯電話
その他参考事項	
取扱者の氏名	所 属 官 職 氏 名 (警電)

様式第7

発第 号

認定通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

三重県公安委員会 印

様式第 8

発第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

三重県公安委員会 印

注

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 9

認定通知書等交付簿

交付種別	交付年月日	交付者	交 付 を 受 け た 者		摘 要
			住 所 及 び 氏 名	受領確認	
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書					


備考 「摘要」欄に、認定番号を記載すること

様式第11

発第 号
年 日 日

認定に関する協議書

三重県知事殿

三重県公安委員会 

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

年 月 日

三重県公安委員会 殿

交通企画課長

認定等に関する上申書

年 月 日付、受理番号第 号にて受理した自動車運転代行業の
認定申請に対する処分について、下記のとおり上申する。

記

申請者の氏名又は名称	
申請者の身分	<input type="checkbox"/> 日本人 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 法人
申請者の住所 (法人にあつては本店所在地)	
法第3条各号の該当の有無	第1号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第2号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第3号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第4号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第5号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第6号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第7号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第8号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
	第9号 <input type="checkbox"/> 有 () に該当) <input type="checkbox"/> 無
処分意見	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 拒否

処分意見の理由		
認定された場合における管轄警察署		
認定された場合における事業の規模	営業開始予定日	認定された日から 日以内
	兼業の有無及び内容	<input type="checkbox"/> 有 (兼業の内容) <input type="checkbox"/> 無
	従業員数	人(内アルバイト 人)
	普通第二種免許保有者数	人(内アルバイト 人)
	主たる営業所の所在地	
	随伴用自動車の台数	台
その他 (参考事項)		

注 該当する箇所に印を付すこと。

様式第14

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

変更届出書受理報告書

年 月 日付、受理番号第 号にて、変更届出書を受理したので、
下記のとおり報告する。

記

変更の届出をした 自動車運転代行業者	
認定番号	
法第3条関係の該当の有無	有 無 (法人の役員の変更の場合に限る。)
備考	

(注) 変更届出関係書類及び調査様式(法人の役員の変更の場合に限る。)を添付
すること。

発第 号
年 日 日

変更届出に関する通知書

三重県知事殿

三重県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

様式第16

年 月 日

三重県公安委員会 殿

所 属 長

廃業等の届出受理報告書

年 月 日、自動車運転代行業の廃業等届出書の提出を受けたので、下記のとおり報告する。

記

廃業等した 自動車運転代行業者	
認定番号	
備考	

発第 号
年 月 日

廃業等の届出に関する通知書

三重県知事殿

三重県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、次のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 提出年月日

2 廃止の事由

別添（廃業等届出書の写し）のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--